

岩手県企業局管理規程第 7 号

企業局職員賠償責任等審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 7 月 21 日

岩手県企業局長 小 島 純

企業局職員賠償責任等審査委員会規程の一部を改正する規程

企業局職員賠償責任等審査委員会規程（昭和44年岩手県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（所掌事項） 第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 （1） [略] （2） 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第3項</u>の規定に基づき、監査委員に対し同条第1項に規定する事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求める事案の審査に関すること。 （3）～（5） [略]	（所掌事項） 第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。 （1） [略] （2） 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の9第3項</u>の規定に基づき、監査委員に対し同条第1項に規定する事実があるかどうかを監査し、賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求める事案の審査に関すること。 （3）～（5） [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。